

第8期流山市障害福祉計画 第4期流山市障害児福祉計画 (令和9年度～令和11年度)

令和9年3月
流山市



目次

第1章 計画策定にあたって.....	- 0 -
1 計画策定の背景と趣旨.....	- 1 -
2 計画の位置づけと他の計画との関係.....	- 1 -
3 基本的理念.....	- 4 -
4 計画期間.....	- 6 -
5 PDCA サイクル	- 7 -
第2章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の評価...	- 8 -
1 主な制度等の変遷.....	- 8 -
2 自立支援給付費及び障害児通所給付費の推移.....	- 9 -
3 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の全体像.....	- 11 -
4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業のサービス内容.....	- 12 -
5 第7期障害福祉計画の実績と評価.....	- 19 -
6 第3期障害児福祉計画の実績と評価.....	- 30 -
7 利用者負担の軽減策の実績.....	- 32 -
第3章 障害福祉サービス等の見込量.....	- 36 -
1 国の基本指針に基づく成果目標.....	- 36 -
2 第8期障害福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策.....	- 43 -
3 第4期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策.....	- 54 -
4 利用者負担の軽減策の見込量.....	- 58 -

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由障害や内部障害といった身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や高次脳機能障害といったさまざまな特性があります。そのような障害のある人も地域で安心して暮らし、地域の一員としてともに生きる社会を目指し、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年6月に公布され、施行後3年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。

「第7期流山市障害福祉計画・第3期流山市障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度に終了したことから、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、「障害福祉計画・障害児福祉計画」の見直しとして、新たに策定する計画になります。

本計画は、前計画（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画：令和6年度～令和8年度）の実績と今後の課題を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間ににおけるサービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。

2 計画の位置づけと他の計画との関係

（1）計画の位置づけ

各計画の位置づけについては、以下のとおりです。

ア 第8期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。
この計画は、国の基本指針及び県障害福祉計画に即したものとします。

イ 第4期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。
この計画は、国の基本指針及び県障害福祉計画に即したものとします。

(2) 他の計画との関わり

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画は、流山市地域計画で示された事業の実効性や具体的な数値目標を定めるほか、第7次流山市障害者計画、第10期流山市高齢者支援計画及び第2期流山市成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図るものとしします。

ア 流山市地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。本市の福祉分野における上位計画と位置づけています。

障害者・児に関わる部分として、特に包括的な支援体制の推進、多様な人・生き方の理解と受容、権利擁護の推進、その他障害者・児の支援についての方向性や今後の取り組みが示されています。

また、一体的に策定している「流山市生きづらさ包括支援事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）」は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定される計画で、複雑化・複合化したニーズに対応するため、介護、障害、こども、生活困窮などの各分野の相談支援機関の相互連携や当事者の参画を促進しながら、包括的な支援体制を構築することを目指し策定するものです。

さらに、一体的に策定している「地方再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定される計画で、本市は、出所者としてではなく、一人の市民として、その人のニーズに合うよう包括的な相談支援や各種福祉サービスの連携に努め、出所後の生活基盤を安定させて、再犯リスクの軽減を目指します。

イ 流山市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけ、総合的かつ計画的に推進するための理念や方向性を定めています。「流山市総合計画（基本構想・基本計画）」、「流山市地域福祉計画」の部門計画として策定しています。

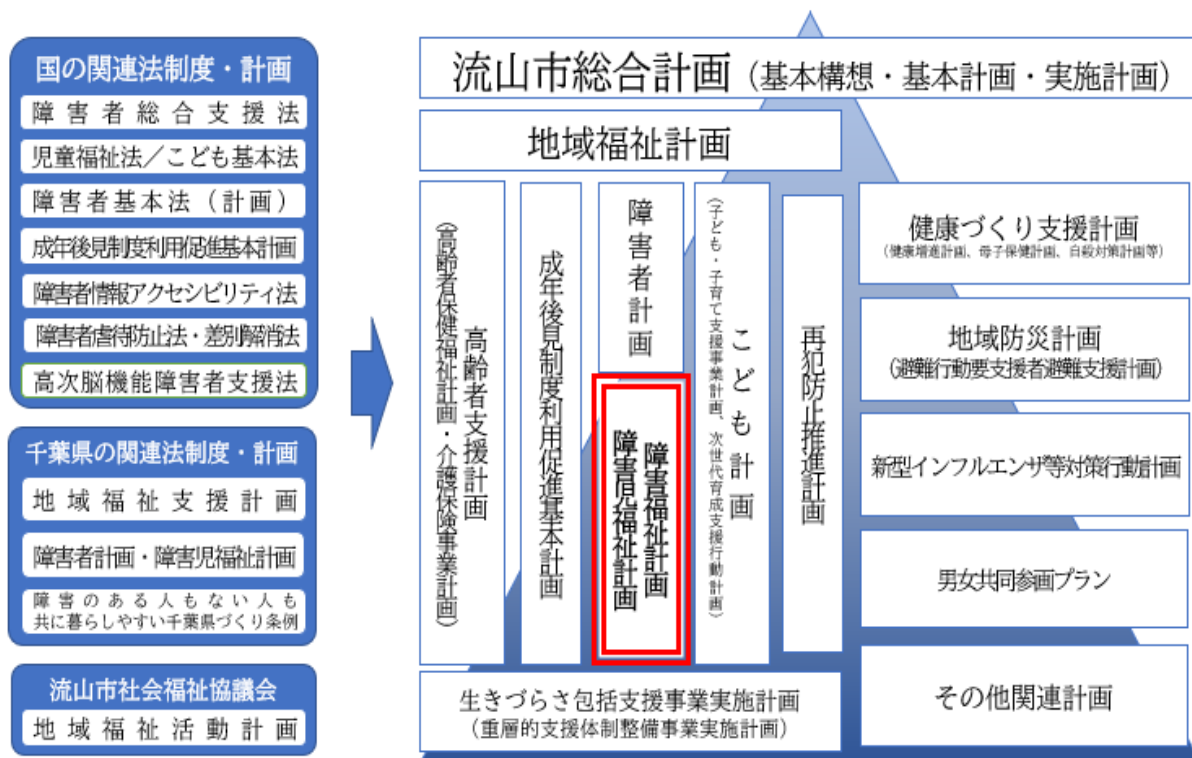
ウ 高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等）

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を一体的に策定した高齢者施策全般に関わる計画です。「地域ぐるみの支え合いでつくる元気で生き生き安心 流山（仮）」を理念に掲げ、高齢者の誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、地域に関わる全ての人の・機関が連携・協働する地域ぐるみの支え合い体制づくりを推進しています。

エ 流山市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

本市では、「生涯、一人ひとりの意思や権利が尊重され安心して暮らせるまちの実現」を目的に策定し、第10期流山市高齢者支援計画、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画とも整合性を図っています。



【各計画との関係イメージ】

(3) 持続可能な開発目標との関連

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にもつなげていきます。SDGsは17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下が挙げられます。

3 「すべての人に健康と福祉を」

11 「住み続けられるまちづくりを」

10 「人や国の不平等をなくそう」



3 基本的理念

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画では、「第7次障害者計画」の基本理念である『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を共有し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。また、国が掲げる基本指針と整合を図り、次に掲げる点を基本的理念とします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等が、身近な地域でよりきめ細やかな障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促すとともに、難病患者等への支援を明確化していきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、生活介護事業等を利用した地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、社会福祉法人等が実施する社会福祉事業やNPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し支

えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

また、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の整備や推進に取り組めます。その際、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進めます。例えば、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討することなどが考えられます。

- (ア) 属性や世代を問わず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (イ) 相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (ウ) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実とライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

また、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」といいます。）を取り巻く支援の実態把握を行うとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(6) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するため、合理的配慮や環境整備を行いながら、障害者が文化芸術等の多様な活動に参加する機会の確保等、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、音声図書（デージー図書やマルチメディアデージー図書等）、点字図書、拡大図書や電子書籍の普及を通じ、視覚障害者等の読書環境の充実を図るとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣体制の持続可能なサービス提供体制の構築及び指導者養成の促進、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

4 計画期間

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の計画期間は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度の3年間とします

計画名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
総合計画	基本構想(令和2年度～)								
	基本計画(令和2～11年度)								
	実施計画	実施計画(Ｒ7～9年度)			実施計画				
地域福祉計画	第4期 (令和4～8年度)				第5期 (令和9～13年度)				
生きづらさ包括支援事業実施計画 (重層的支援体制整備事業実施計画)		新規策定 (令和6～8年度)			一体的に作成します				
再犯防止推進計画					一体的に作成します				
高齢者支援計画 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	第8期	第9期 (令和6～8年度)			第10期 (令和9～11年度)				
認知症施策推進計画					一体的に作成します				
障害者計画	第6次 (令和3～8年度)				第7次 (令和9～14年度)				
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期	第7期(令和6～8年度) 第3期(令和6～8年度)			第8期(令和9～11年度) 第4期(令和9～11年度)				
成年後見制度利用促進基本計画		新規策定 (令和6～8年度)			第2期 (令和9～13年度)				
こども計画 (旧)子どもをみんなで育む計画 (子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画)	第2期 (令和2～6年度)	こども計画として新規策定 (令和7～11年度)							
健康づくり支援計画 (健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり推進計画・母子保健計画・自殺対策計画)	中間評価・見直し (令和6年度) 第2次 (令和2～11年度)								

5 PDCA サイクル

(1) PDCAサイクルの活用

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画では、PDCAサイクルを取り入れ、見直し等を実施します。

(2) PDCAサイクルの必要性

計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取組を進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題がある場合には、随時対応していくことになります。

本市では、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会がそうした話し合いの場になります。

【第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ】

基本指針

■障害福祉計画及び障害児福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

①計画 (Plan)

■「基本指針」に即して障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量の設定やその他確保方策等を定める。

②実行 (Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

③評価 (Check)

■1年に1回(7月)にその実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。

④改善 (Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し等を実施する。

① 計画 (Plan) へ

第2章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の評価

1 主な制度等の変遷

- 令和5年4月 障害者総合支援法等改正の施行があり、就労選択支援の創設が決まりました。
- 令和6年4月 改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。
- 令和7年4月 令和8年度から地域移行等意向確認の運用が義務化されます。支援者が一貫した支援を提供できるように指針を作成する「地域移行等意向確認等に関する指針の作成」、「地域移行等意向確認担当者の選任」、入所者の意向を反映した個別支援計画を作成する「意向確認の実施と個別支援計画への反映」が具体的な内容です。
- 令和7年4月 チャレンジドオフィスながれやまが設置されスタッフ4名、就労支援員2名体制で運用が開始されました。
- 令和7年9月 市町村意見申出制度を導入し、都道府県による障害福祉サービス等事業者の指定及び更新に対し、市町村が障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ることができるようになりました。令和8年1月1日付けの新規指定分、同年8月1日付けの指定更新分から制度が適用されました。
- 令和7年10月 就労先や働き方についてより良い選択ができるよう就労選択支援が開始となりました。新たに就労継続B型を利用する場合、原則就労選択支援によるアセスメントが必要となりました。また、令和9年4月から、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向がある場合は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、原則就労選択支援によるアセスメントが必要になります。
- 令和8年4月 高次脳機能障害者支援法が施行され都道府県に対し地域支援体制の体制づくりが求められるようになりました。

2 自立支援給付費及び障害児通所給付費の推移

(1) 自立支援給付費の推移

自立支援給付費は、人口増加に伴う障害者数の増加により障害福祉サービス等の利用者が増え、令和3年度と令和7年度を比較すると約12億2,376万円増加しており、148.9%の伸びとなっています。また、増加割合は年度によりばらつきがあります。

(円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国負担金	1,249,462,300	1,356,286,283	1,480,989,080	1,596,451,940	1,784,432,101
県負担金	624,731,148	678,114,103	723,790,544	826,866,736	930,296,215
市負担金	630,502,687	678,172,183	692,105,002	882,444,213	1,013,734,104
合 計	2,504,696,135	2,712,572,569	2,896,884,626	3,305,762,889	3,728,462,420



(2) 障害児通所給付費の推移

年少人口の増加により障害児通所支援等を利用する障害児が増えたことにより、障害児通所給付費は増加し続けています。令和3年度と令和7年度と比較すると、220.9%と著しく伸びています。金額の差では14億8,412万円増と自立支援給付費よりも増加額は大きくなっています。

(円)

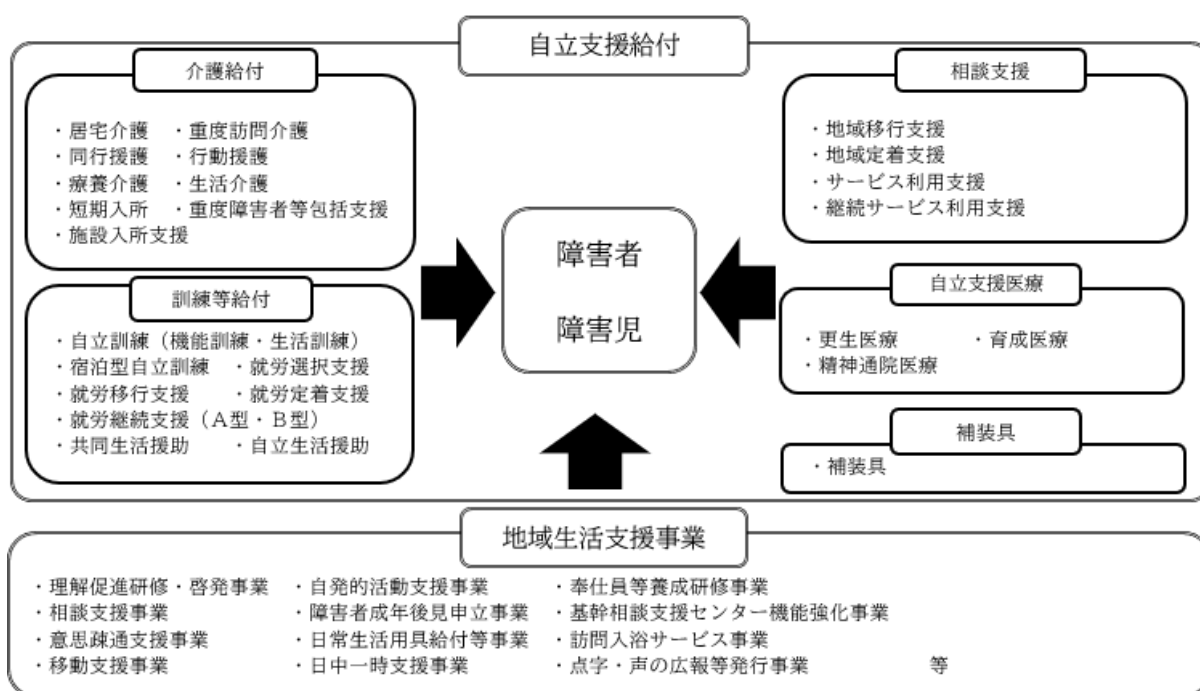
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国負担金	613,656,244	774,240,393	1,012,763,304	1,239,538,779	1,384,626,802
県負担金	306,828,121	387,120,196	487,604,311	591,847,195	677,859,226
市負担金	306,828,124	387,120,198	467,341,107	536,002,786	648,950,880
合 計	1,227,312,489	1,548,480,787	1,967,708,722	2,367,388,760	2,711,436,908



3 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の全体像

(1) 障害者総合支援法に基づく事業の全体像

障害者総合支援法に基づくサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づく基準で実施する全国共通の事業で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。



(2) 児童福祉法に基づく事業の全体像

児童福祉法に基づく基準で実施する「障害児通所支援等」は、「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。



4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業のサービス内容

各事業のサービス内容と利用できる方は、次のとおりとなっています。

※「障害者」と表記されている場合は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を指します。

精神障害者には発達障害及び高次脳機能障害を含みます。

(1) 自立支援給付

ア 介護給付・訓練等給付

	サービスと内容	利用できる方
訪問系・その他サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス） 居宅において、生活全般にわたる援助を行います。以下の種類に分けられます。 ①入浴、排泄、食事、居宅内での代読・代筆支援等を介助する身体介護 ②調理、洗濯、掃除、居宅内での代読・代筆支援等を支援する家事援助 ③病院や官公署へ行く際の移動介助を行う通院等介助 ④車両への乗降時に介助を行う通院等乗降介助	障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である障害者・障害児・難病等患者
	重度訪問介護 常時介護が必要な場合において、身体介護、家事援助及び外出介護を総合的にを行います。	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは重度の精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方、難病等の患者 ※支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている方または最重度知的障害者の方 ※支援区分6
	同行援護 移動に必要な情報の提供（外出先での代読、代筆を含む）、移動の援護等を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者・障害児（小学生以上）・難病等患者 ※支援区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある障害者・障害児（小学生以上）で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※支援区分3以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）

サービスと内容		利用できる方
訪問系・その他サービス	自立生活援助 一人暮らしに必要な生活力等を補うため、訪問等により日常生活上の課題を把握し、必要な支援を行います。	施設やグループホームを退所した障害者又は単身または家族等と同居しているが支援が見込めない障害者
日中活動系サービス	生活介護 通所施設において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 在宅等の方は 50 歳未満支援区分 3 以上、50 歳以上支援区分 2 以上 ※施設入所者は 50 歳未満支援区分 4 以上、50 歳以上支援区分 3 以上
	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※支援区分 6 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 ※支援区分 5 以上
	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援を行います。	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※支援区分 1 以上
訓練系サービス	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施します。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行います。	知的障害者、精神障害者
	宿泊型自立訓練 一定期間、居住の場を提供して帰宅後における日常生活能力を向上させるための支援等を行います。	知的障害者、精神障害者
就労系サービス	就労選択支援 就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行います。	就労を希望する障害者又は就労継続を希望する障害者
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業での作業や実習を支援します。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A 型） 通所施設において、雇用契約に基づき就労し、作業を通して訓練を行います。	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることができる 65 歳未満の障害者

サービスと内容		利用できる方
就労系サービス	就労継続支援（Ｂ型） 通所施設において、雇用契約は結ばず、生産活動や作業を通して必要な訓練を行います。	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
	就労定着支援 就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を実施します。	就労移行支援等を利用して一般就労をした障害者
居住系サービス	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日における入浴、排泄、食事の介護を行います。	障害者 ※50 歳未満は支援区分４以上 ※50 歳以上は支援区分３以上
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、夜間や休日における相談や日常生活上の援助を行います。	障害者

イ 相談支援

サービスと内容		利用できる方
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院等をしている精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

ウ 自立支援医療

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療に関する公費負担制度です。①更生医療 ②育成医療 ③精神通院医療の３種類があります。	対象となる医療を受けている者※（一定所得以上の者を除く） ①18 歳以上の身体障害者手帳所持者 ②18 歳未満の児童 ③精神科病院等に通院している者

エ 補装具

サービスと内容		利用できる方
補装具	身体の欠損や身体機能を補完・代替する用具について交付または修理に要した費用の一部を支給します。 【補装具の種類】 ①視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ②補聴器、人工内耳（修理） ③義手、義足、装具、車いす、電動車いす、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、歩行補助杖（多点式）、歩行器、重度障害者用意思伝達装置 ④座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 ④肢体不自由障害児 で必要と認められる方、または、障害者総合支援法による対象難病患者

（２）地域生活支援事業

ア 必須事業

サービスと内容		利用できる方
理解促進研修・啓発事業	市民まつりでの各障害者団体等の出店、障害者の写真展、障害者週間での障害者団体等の事業展示、障害者理解のためのシンポジウム等を開催します。 企業の従業員向けに障害のある人に対する接遇向上や合理的配慮に関する情報発信を行います。	障害者及びその家族、一般市民等
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者団体への補助や障害者相談員による相談など、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者及びその家族、一般市民等
相談支援事業等	相談支援事業 総合相談窓口として、市担当者が日常生活や社会生活に関する相談に対応します。今後の障害者等のニーズの高まりにに応じていく必要があります。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方

サービスと内容		利用できる方
相談支援事業等	基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターが中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、まほろば、PHARE、サポートセンター沼南へ相談支援事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等を行います。	障害者
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人等に係る報酬を助成します。	身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者
成年後見制度法人後見支援事業	・法人後見実施のための研修会の開催 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適正な活動のための支援	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員として必要な技術等の習得のための養成研修を実施します。	聴覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者、要約筆記者等の支援者の派遣、手話通訳者の設置等により意思疎通支援を実施します。	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
※用具の詳細については「障害福祉の案内」をご参照ください。	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、等	重度肢体不自由者、平衡機能障害者、聴覚障害者
	在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計、透析液加温器、蓄電池等	呼吸器障害者、視覚障害者、腎臓機能障害者等

サービスと内容		利用できる方
日常生活用具 給付等事業	情報意思疎通支援用具 人工喉頭、携帯用会話補助装置、視覚障害者用 拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者、 視覚障害者、聴覚障害者
※用具の詳細に ついては「障害 福祉の案内」を ご参照ください。	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）、紙おむつ、 収尿器	ぼうこう・直腸機能障害者、乳幼児期以前 の非進行性の脳病変による運動機能障害 かつ意思表示が困難な者、高度の排尿機 能障害者
	住宅改修費 居宅生活動作補助用具	重度肢体不自由者
移動支援事業	地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い 物、余暇活動等）のための移動支援を行います。 （注：通院介助は訪問系サービスの居宅介護と なります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的 障害者、精神障害者であって、単独での外 出が困難な方
地域活動支援 センター機能 強化事業	地域活動支援センターⅠ型 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行っ たり、様々な相談に応じ、支援や助言を行いま す。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日 常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、 自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て 自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

イ 任意事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援 事業	短時間の日帰り型の施設支援を行います。	緊急時や一時的に家族での介助が困難な 障害者・障害児
訪問入浴サービ ス事業	家庭において簡易浴槽を利用して入浴サービ スを行います。	家庭用の浴槽での入浴が困難な64歳ま での重度身体障害者（肢体不自由で1級 または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生 訓練を受けている者に対して、訓練と通所のた めの経費を支給し、社会復帰の促進を図りま す。	身体障害者施設にて更生訓練を受けてい る身体障害者

サービスと内容		利用できる方
知的障害者職親委託	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への音訳等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 ②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

(3) 障害児通所支援等

サービスと内容		利用できる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	学校に就学している障害児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際し、相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、障害児支援利用計画の作成や見直し等を行います。	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

5 第7期障害福祉計画の実績と評価

各事業について、第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）における各サービス等の実績と策定時の見込みについて整理しました。各表の数値のうち、令和6年度及び令和7年度については実績値を記載しており、（ ）内は第7期障害福祉計画策定時の見込量を記載しています。

また、各サービスの利用対象者については、**身**（身体障害者）、**視**（身体障害者のうち、視覚障害者）、**聴**（身体障害者のうち、聴覚障害者）、**知**（知的障害者）、**精**（精神障害者）、**発**（発達障害者）、**高次**（高次脳機能障害）、**難**（難病）、**失**（失語症）、**児**（障害児）のマークで表記しています。なお、**精**の表示には高次脳機能障害を含みます。

※令和8年度の実績値（利用時間、利用者数、事業費等）は、令和8年5月時点の見込みに基づいたものであり、最終的な実績値は令和8年度中に整理します。

（1） 自立支援給付事業の実績

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護 **身 知 精 発 難 児**、同行援護 **視**、行動援護 **知 精 発**）

居宅介護について、グループホーム等への入居など、居宅での生活者が減ったことなどにより、利用者数、利用時間が減少傾向にあることが考えられます。また、事業者の人材不足も利用者数、利用時間が減少している要因であると考えられます。このため、令和8年度は減少を見込みました。

また、重度訪問介護についても同様の傾向にあります。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間 【時間/月】	2,602 (2,960)	2,694 (3,120)	2,648 (3,280)
	利用者数 【人/月】	175 (185)	168 (195)	165 (205)
重度訪問介護	利用時間 【時間/月】	539 (1,933)	364 (2,174)	320 (2,416)
	利用者数 【人/月】	5 (8)	3 (9)	3 (10)
同行援護	利用時間 【時間/月】	699 (500)	667 (520)	622 (540)
	利用者数 【人/月】	27 (25)	28 (26)	26 (27)
	市内事業所数	6	6	6

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用時間 【時間/月】	44 (43)	43 (43)	41 (43)
	利用者数 【人/月】	3 (4)	3 (4)	3 (4)
	市内事業所数	0	0	0

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

イ 日中活動系サービス 身知精難発児

令和6年度から令和7年度にかけて、多くのサービスで利用者数については増加傾向にあり、今後も利用ニーズは増加していく見通しです。特に、短期入所の利用が大きく増加しています。

自立訓練の利用日数については、増加傾向にあり、自立した日常生活又は社会生活ができるよう身体能力の維持や生活能力の維持等のため訓練を行う必要性が高まったことなどによるものと考えられます。

就労移行支援の利用人数については、減少傾向にあり、一般就労を希望するよりも、就労継続支援を希望する利用者が増えたことなどによるものと考えられます。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数 【日/月】	4,688 (4,733)	4,550 (4,906)	5,035 (5,079)
	利用者数 【人/月】	246 (246)	262 (255)	290 (264)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	9 (23)	13 (23)	13 (23)
	利用者数 【人/月】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	165 (412)	257 (444)	257 (476)
	利用者数 【人/月】	15 (26)	18 (28)	16 (30)
就労選択支援	利用者数 【人/月】	—	3 (3)	9 (6)
就労移行支援	利用日数 【日/月】	1,026 (1,319)	869 (1,404)	737 (1,488)
	利用者数 【人/月】	60 (78)	54 (83)	46 (88)
就労定着支援	利用者数 【人/月】	48 (39)	42 (43)	54 (47)
就労継続支援 A 型	利用日数 【日/月】	2,497 (2,714)	2,327 (3,110)	2,660 (3,506)
	利用者数 【人/月】	135 (144)	136 (165)	156 (186)
	市内事業所数	7 (7)	8 (7)	8 (7)

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	4,745 (5,346)	4,767 (5,905)	5,219 (6,464)
	利用者数 【人/月】	278 (325)	312 (359)	341 (393)
	市内事業所数	17 (15)	18 (16)	18 (17)
療養介護	利用日数 【日/月】	326 (274)	304 (274)	303 (274)
	利用者数 【人/月】	9 (9)	9 (9)	9 (9)
	関連施設数	0 (1)	0 (1)	0 (1)
短期入所（福祉型）	利用日数 【日/月】	454 (479)	529 (527)	685 (575)
	利用者数 【人/月】	85 (90)	91 (99)	118 (108)
	市内事業所数	7 (7)	9 (8)	9 (8)
短期入所（医療型）	利用日数 【日/月】	17 (10)	55 (11)	71 (11)
	利用者数 【人/月】	5 (3)	7 (3)	9 (3)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

ウ 居住系サービス 身 知 精 養 難

共同生活援助（グループホーム）の利用者数については、障害のある人の生活の場が地域社会に移行していることなどから、年々増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	47 (48)	47 (47)	51 (44)
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 【人/月】	271 (286)	307 (322)	390 (358)
	市内事業所数 （日中サービス支援型）	4 (4)	4 (5)	4 (6)
	市内事業所数 （上記以外）	20 (16)	20 (17)	20 (18)
宿泊型自立訓練	利用者数 【人/月】	2 (5)	3 (5)	2 (5)
自立生活援助	利用者数 【人/月】	1 (3)	1 (3)	3 (3)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

エ 相談支援 身 知 精 難 発 児

計画相談支援については、利用者数に大きな変化はありません。相談支援事業所数が増えていないことなどから、利用者数の増加につながっていないものと考えられます。

地域定着支援については、対応できる事業所はあるものの、利用者は令和6年度の1人のみとなっています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 【人/月】	283 (263)	283 (276)	300 (289)
地域移行支援	利用者数 【人/月】	5 (3)	1 (4)	1 (5)
地域定着支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	0 (2)	0 (2)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

オ 補装具費 身 難 児

補装具費については、申請件数は増加傾向にあります。補装具の修理の申請件数が増加していることなどが要因となっています。

給付種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
義肢	給付件数 【件/年】	12	12	12
装具	給付件数 【件/年】	83	77	71
補聴器	給付件数 【件/年】	64	60	56
車椅子	給付件数 【件/年】	50	63	80
その他補装具	給付件数 【件/年】	47	46	47
合計	給付件数 【件/年】	256	258	266

※第7期障害福祉計画では見込量の設定はありません。

カ 自立支援医療給付 （更生医療 身・育成医療 児）

更生医療は、血液透析等の対象者の減少により、利用者数が減少しています。また、育成医療の利用者数については、18歳未満の児童の増加に伴い対象者が増加し、利用者が増加しています。

給付種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	更生医療 (入院)	利用者数 【人/年】	181	185	189
	更生医療 (入院外)	利用者数 【人/年】	351	346	351
	育成医療 (入院)	利用者数 【人/年】	18	22	26
	育成医療 (入院外)	利用者数 【人/年】	19	23	27
	合計	利用者数 【人/年】	569	576	593

※第7期障害福祉計画時と算出方法が異なるため見込量は掲載していません。

キ 自立支援給付事業費

自立支援給付事業費は、一部のサービスで減額があるものの、総額では増加し続けています。中でも共同生活援助（グループホーム）の増加は著しく、令和6年度から令和7年度の決算額が約1億5,769万円の増額となっており、前年比約120.4%の増加となっております。また、総額においても、令和6年度から令和7年度の決算額が約4億2,281万円の増額となっており、前年比約112.8%の増加となっております。

人口増加が続いていることや療育手帳、精神障害者手帳の申請件数が年々増加していることから、今後もサービス利用の需要は増加していくものと考えられます。

単位：円

サービス等種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	居宅介護	207,119,841	217,393,919	227,667,997
	重度訪問介護	21,279,807	16,023,810	10,767,813
	同行援護	30,224,671	30,433,038	30,641,405
	行動援護	3,447,481	3,301,596	3,155,711
	小計(訪問系サービス)	262,071,800	267,152,363	272,232,926
	生活介護	729,695,137	813,070,713	896,446,289
	自立訓練（機能訓練）	773,420	1,829,278	2,885,136
	自立訓練（生活訓練）	19,401,369	35,229,798	51,058,227
	就労移行支援	143,605,830	134,649,269	125,692,708
	就労継続支援 A 型	324,426,042	354,339,813	384,253,584
	就労継続支援 B 型	468,139,939	518,833,685	569,527,431
	就労定着支援	14,983,443	19,275,122	23,566,801
	療養介護	30,140,580	30,934,750	31,728,920
	短期入所	50,233,134	74,952,848	99,672,562
	自立生活援助	387,314	373,278	359,242
	小計(日中活動系サービス)	1,781,786,208	1,983,488,554	2,185,190,900
	施設入所支援	112,288,719	118,274,034	124,259,349
	共同生活援助	773,256,098	930,948,887	1,088,641,676
	宿泊型自立訓練	3,126,021	4,243,266	5,360,511
	小計(居宅系サービス)	888,670,838	1,053,466,187	1,218,261,536
	補装具	37,704,019	47,716,962	57,729,905
	自立支援医療	236,782,582	269,155,529	301,528,476
	計画相談支援	62,236,546	66,585,065	70,933,584
	地域移行支援	241,359	241,359	241,359
	地域定着支援	10,059	0	0
	補足給付費等	35,748,511	40,264,823	44,781,135
	小計(その他サービス等)	372,723,076	423,963,738	464,505,820
	自立支援給付費合計	3,305,251,922	3,728,070,842	4,140,191,182

(2) 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

ア 相談支援事業 身 知 精 発 難 児

相談件数は年々増加しており、その相談内容も多様化・複雑化しています。福祉サービスの利用に関することや生活等に関する不安、健康・医療に関する内容などが多い状況です。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	3,800 (5,345)	4,000 (6,681)	4,200 (7,601)
	事業所数 【箇所】	4 (4)	4 (4)	4 (5)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

イ 成年後見制度利用促進事業 知 精 発 高次

成年後見制度市長申立てについて、申立件数は横ばいとなっています。また、報酬助成についても同様に横ばいとなっています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度市長申立て	申立件数 【件/年】	3 (5)	1 (5)	1 (5)
成年後見人等報酬助成	助成件数 【件/年】	12	10	10

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量です。また、流山市成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図るため、成年後見人等報酬助成を追加しています。

ウ 意思疎通支援事業 身聴視知発高次失児

意思疎通支援事業は、失語症者向け支援者派遣以外のサービスについて、派遣件数が増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	設置体制 【日/週】	週5日及び 週3日 (週5日及び 週3日)	週5日及び 週3日 (週5日及び 週3日)	週5日及び 週3日 (週5日及び 週3日)
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	10 (12)	10 (12)	10 (13)
	派遣件数 【件/年】	550 (380)	629 (390)	680 (400)
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	4 (6)	4 (6)	4 (7)
	派遣件数 【件/年】	105 (110)	137 (120)	145 (130)
失語症者向け支援者派遣	登録者数 【人/年】	22 (15)	26 (15)	29 (16)
	派遣件数 【件/年】	24 (40)	16 (50)	20 (60)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

エ 日常生活用具給付事業 身知精難発児

令和6年度から令和7年度にかけて、すべての種別において減少しております。身体障害者手帳の交付件数が令和6年度から減少に転じており、それに伴い、対象者が減ったなどことによるものと考えられます。

給付種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	8 (5)	5 (5)	4 (5)
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	27 (22)	25 (22)	23 (22)
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	31 (24)	22 (24)	20 (24)
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	19 (25)	16 (25)	14 (25)
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	4,056 (3,745)	4,018 (3,831)	4,463 (3,918)
居宅生活動作補助用具	給付件数 【件/年】	3 (2)	2 (2)	2 (2)
合計	給付件数 【件/年】	4,144 (3,823)	4,088 (3,909)	4,043 (3,996)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

オ 移動支援事業 身 知 精 発 難 児

事業所数はここ８年間で増えていないものの、利用者は増加しており、利用時間もそれに比例して増加しています。

サービス種別	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
移動支援	事業所数 【箇所】	47 (48)	47 (48)	47 (48)
	利用者数 【人/年】	107 (104)	116 (115)	119 (127)
	利用時間 【時間/年】	7,571 (9,083)	8,081 (10,044)	8,290 (11,092)

※（ ）内は第７期計画策定時の見込量

カ 地域活動支援センター機能強化事業 身 知 精 発 難 児

Ⅰ型及びⅡ型については、事業所数は１箇所であり利用者数もほぼ同数で推移しています。

Ⅲ型については、市外の事業所も含んでおり、市内の事業所数は１箇所となります。市外の事業所が１か所減少したことから、利用者数も減少しています。

給付種別		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
	利用者数 【人/年】	84 (90)	83 (90)	83 (90)	
地域活動支援センターⅡ型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
	利用者数 【人/年】	25 (25)	26 (25)	26 (25)	
地域活動支援センターⅢ型	事業所数 【箇所】	6 (6)	5 (6)	5 (6)	
	利用者数 【人/年】	24 (25)	22 (25)	22 (25)	
合計	事業所数 【箇所】	8 (8)	7 (8)	7 (8)	
	利用者数 【人/年】	133 (140)	131 (140)	131 (140)	

※（ ）内は第７期計画策定時の見込量

【任意事業】

キ 日中一時支援事業 身 知 精 発 難 児

令和6年度から令和7年度にかけて、利用者数が減少しています。日中一時支援で行う宿泊を伴わない一時的な預かり保護ではなく、短期入所で行う、短期間の入所による保護が必要な世帯が増加していることによるものと考えられます。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	事業所数 【箇所】	27 (32)	26 (32)	26 (32)
	利用者数 【人/年】	155 (170)	141 (178)	142 (186)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

ク 訪問入浴サービス事業 身 難 児

利用者数は減少しています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	4 (5)	3 (5)	3 (5)
	利用者数 【人/年】	14 (13)	12 (14)	12 (15)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

ケ 知的障害者職親委託制度 知

令和元年度以降の利用実績はありません。現在は就労機会が拡大しているため、今後も利用の見込みはありません。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託制度	事業所数 【箇所】	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	利用者数 【人/年】	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

コ 自動車運転免許取得・改造費助成事業（自動車運転免許取得^身 ^知、自動車改造費助成^身）

年度ごとに利用者の増減があり、年間2～3件で推移しています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	2 (5)	3 (5)	3 (5)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

サ 点字・声の広報等提供事業 ^視

点字・声の広報等提供事業は、ボランティア団体に作成いただいた点訳広報や音訳広報を視覚障害者に提供するものであり、利用者数は若干の減少となっています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等提供 事業	点字利用者 【人/年】	4 (4)	3 (4)	3 (4)
	声の広報利用者 【人/年】	23 (20)	22 (21)	22 (22)
	広報発行回数 【回/年】	37 (37)	37 (37)	37 (37)

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

シ 地域生活支援事業費

委託相談支援や移動支援、自動車運転免許取得・改善費助成事業は増加傾向にあるものの、それ以外のサービスにおいては減少傾向にあります。

単位：円

給付種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託相談支援	36,713,000	40,384,300	44,055,600
日常生活用具	42,274,938	40,178,466	38,081,994
移動支援	19,037,690	20,048,719	21,059,748
地域活動支援センター	17,861,738	16,901,502	15,941,266
日中一時支援	25,944,539	24,432,002	22,919,465
訪問入浴サービス	11,508,550	10,805,300	10,102,050
知的障害者職親委託制度	0	0	0
自動車運転免許取得・改造費助成事業	122,550	300,000	477,450
合計	153,463,005	153,050,289	152,637,573

6 第3期障害児福祉計画の実績と評価

(1) 障害児通所支援等の実績

ア 障害児通所支援等 児

児童発達支援以外のサービスは増加傾向にあります。中でも、放課後等デイサービスの利用が大きく増加しています。

児童発達支援の利用日数の減少については、利用者数は増えているものの、利用者の通所すべき日数自体が減っていることが要因となっています。理由として、利用日数が少ない軽度の利用者が増えてきていることが考えられます。

未就学児の人口は減少していますが、児童数は増加しており、多くのサービスで、今後も増加傾向になるものと考えられます。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	8,297 (6,298)	8,147 (6,998)	7,997 (7,698)
	利用者数 【人/月】	709 (624)	792 (693)	876 (762)
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	0 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	9,163 (7,144)	10,035 (7,860)	10,907 (8,576)
	利用者数 【人/月】	634 (571)	799 (628)	965 (685)
	市内事業所	41 (38)	49 (40)	57 (42)
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	243 (143)	250 (166)	257 (189)
	利用者数 【人/月】	83 (71)	95 (83)	108 (94)
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	217 (256)	281 (303)	344 (370)
	市内事業所	11 (15)	12 (16)	13 (17)

※ () 内は第3期計画策定時の見込量

イ 障害児通所給付費

障害児通所給付費は年々増加しています。令和6年度から令和7年度にかけての増加率は114%を超えており、今後も増加することが予想されます。

単位：円

給付種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	1,220,307,354	1,357,365,730	1,494,424,106
医療型児童発達支援	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	1,057,137,871	1,240,708,366	1,424,278,861
保育所等訪問支援	35,233,337	45,154,519	55,075,701
障害児相談支援等	54,586,975	68,208,293	81,829,611
合計	2,367,265,537	2,711,436,908	3,055,608,279

(2) 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助 身知精発難児

医療的ケアを常時必要とする在宅の障害児等の通所先を確保するため、児童発達支援、放課後等デイサービスまたは日中一時支援事業を実施する事業所が、看護師等による医療的ケアを実施した際に、看護師等に係る人件費の一部を補助するものです。

申請する事業所がありませんでした。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害児等通所事業所 特別支援事業補助	事業所数 【箇所】	0 (1)	0 (2)	0 (2)

7 利用者負担の軽減策の実績

ア 複数サービスの負担軽減 身 知 精 発 難 児

複数サービスの負担軽減は、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具等）及び地域生活支援事業（日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等）のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図るものです。令和8年度の実績値については、令和7年度と合算して処理するため、令和8年度の実績が大きくなる見込みです。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	27 (47)	0 (47)	54 (47)
	事業費 【円】	503,254	0	1,006,508

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

イ グループホーム等入居者家賃補助 身 知 精 発 難

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するもので、2分の1に相当する額について、月額2万5千円を限度として助成するものです。グループホーム入居者は、地域移行や自立を希望する障害者の増大などにより増加傾向にあり、事業費も伸びています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
流山市グループホーム等 家賃補助	利用者数 【人/年】	183 (173)	221 (183)	259 (193)
	事業費 【円】	31,111,553	33,825,269	36,538,985

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

ウ 障害者支援施設等通所交通費助成 身知精発難

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。令和7年4月から、生活保護を受給している方は助成の対象外となったことから、令和6年度と比較すると令和7年度の利用件数及び事業費が減少しています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
流山市障害者支援施設等 通所交通費助成	利用件数 【件/年】	611 (774)	577 (828)	580 (886)
	事業費 【円】	9,864,670	9,199,660	10,999,320

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

エ 障害者等就労支援施設利用者負担金助成 身知精発難

就労支援施設を利用する障害者等の施設利用料を助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るもので、近隣市の中では本市独自の制度になります。助成対象は、本人が課税の場合に限られるため、利用者は限定的ですが、障害者等の就労意欲の向上や復職を希望する障害者などの増加により利用者数が増加しています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
流山市障害者等就労支援施設 利用者負担金助成	利用者数 【人/年】	85 (73)	91 (74)	97 (75)
	事業費 【円】	5,870,297	7,122,985	8,375,673

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 身 知 精

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。利用件数は減少傾向にあり、事業費は年度ごとに増減があります。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者医療費 及び 特定疾病者医療費助成	利用件数 【件/年】	19,158 (20,835)	19,085 (20,835)	19,050 (20,835)
	事業費 【円】	246,858,087	240,585,530	258,356,000

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

カ 精神障害者入院医療費助成 精 発

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。令和6年度までは増加傾向にあったものの、令和7年度には、利用件数、事業費ともに減少しています。令和8年度については、令和7年度と比較して増加を見込みました。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者入院医療費助成	利用件数 【件/年】	206 (140)	180 (140)	200 (140)
	事業費 【円】	1,406,300	1,233,000	1,757,000

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

キ 在宅障害者一時介護料助成 身 知 精 発 児

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に介護人に委託した場合の介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。令和5年度までは増加傾向にあったものの、令和6年度からは、利用件数、事業費ともに減少傾向にあります。令和8年度については、令和7年度と比較して微増を見込みました。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅障害者一時介護料助成	利用件数 【件/年】	188 (220)	158 (230)	170 (240)
	事業費 【円】	866,000	790,250	949,000

※（ ）内は第7期計画策定時の見込量

ク 障害者住宅改造助成事業 身

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合の費用の一部を助成するものです。年度ごとに利用者の増減があり、令和7年度は0件となっていますが、ここ数年の年間利用者数は1～4件で推移しています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	4 (2)	0 (2)	2 (2)
	事業費 【円】	571,000	0	600,000

※ () 内は第7期計画策定時の見込量

ケ 福祉タクシー利用補助 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。利用者数、助成額ともに、近年はほぼ横ばいとなっています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,309 (1,485)	1,290 (1,485)	1,300 (1,485)
	事業費 【円】	19,079,520	19,548,380	19,985,000

※ () 内は第7期計画策定時の見込量

コ 重度障害者自動車燃料費助成 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。利用者数、助成額ともに、近年はほぼ横ばいとなっています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,372 (1,377)	1,369 (1,389)	1,380 (1,402)
	事業費 【円】	13,659,200	13,436,800	14,012,000

※ () 内は第7期計画策定時の見込量

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 国の基本指針に基づく成果目標

国の基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和11年度を目標年度とする障害福祉計画等において、サービスの提供体制の確保に係る方向性を示しています。これを踏まえ本市における成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和11年度末における地域生活へ移行する者の目標値を以下のとおり設定します。

【国の基本指針】

- 令和7年度末時点の施設入所者の6%以上を令和11年度末までに地域生活へ移行
- 令和11年度末時点の施設入所者数を令和7年度末時点の5%以上を削減

【本市の目標】

項目	令和7年度末時点の 施設入所者数	令和11年度末の 地域生活移行者数	割合
施設入所者の地域生活への移行	47人	3人	6.4%

項目	令和7年度末時点の 施設入所者数	令和11年度末 の目標値	削減人数	割合
施設入所者数の削減	47人	44人	3人	6.4%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助けあい、普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりが必要です。そのため、現在、令和6年度から流山市地域自立支援協議会地域生活支援部会において、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置して協議をしており、重層的な連携による支援体制を構築するための取組を推進しています。

【国の基本指針】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者ごとの参加者数、目標設定及び活動状況の把握・評価、心のサポーター養成研修実施回数の実施回数、精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

- 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）、短期入所の利用者数

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項 目			単位	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場	開催回数		回／年	7
	参加者数	保健	人／回	1
		医療 (精神科)		1
		医療 (精神科以外)		1
		福祉		2
		介護		1
		当事者		1
		家族		1
	目標設定及び活動状況の把握・評価		回／年	1

○研修、講習会等の開催

項 目	単位	令和8年度
心のサポーター養成研修実施回数	回／年	1
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	回／年	1

○精神障害者の地域移行支援等

項 目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
精神障害者の地域移行支援	人／月	5	6	7
精神障害者の地域定着支援	人／月	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人／月	220	240	260
精神障害者の自立生活援助	人／月	3	4	4
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人／月	71	76	81
精神障害者の短期入所	人／月	43	48	53

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和11年度までの間に地域生活支援拠点等を整備するとともに、地域生活支援拠点等にコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、年1回以上支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討する。
- 令和11年度末までに、強度行動障害を有する障害者の状況及び支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

項 目	令和11年度末	備考
地域生活支援拠点等の整備	整備済	
コーディネーターの配置	1名	西深井地域生活支援センターすみれに配置
障害福祉サービス事業所等における担当者の配置	—	事業所の体制を踏まえ協議していきます。
緊急時の連絡体制の構築	—	事業所の体制を踏まえ協議していきます。
運用状況の検証及び検討	年1回	流山市地域自立支援協議会において実施
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備	—	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業者と検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を以下のとおり設定します。

【国の基本指針】

- 令和6年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業について、令和6年度の一般就労への移行実績の1.14倍以上
- 就労継続支援A型事業については、令和6年度の一般就労への移行実績の概ね1.52倍以上
- 就労継続支援B型事業については、令和6年度の一般就労への移行実績の概ね1.67倍以上
- 就労選択支援事業については、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業を1事業以上設置することを基本とすることとする。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合が5割以上の事業所数を全体の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者について、令和6年度実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

項 目	令和6年度実績	令和11年度末	増加率
福祉施設から一般就労への移行者数	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>1.37 倍</u>
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	<u>19</u>	<u>22</u>	1.14 倍
就労継続支援A型事業から移行者数	<u>23</u>	<u>35</u>	1.52 倍
就労継続支援B型事業から移行者数	<u>2</u>	<u>3</u>	1.67 倍
就労選択支援事業所の設置数	<u>1</u>	<u>3</u>	—
就労移行支援事業終了者に占める一般就労した者の割合が5割以上の事業所数	<u>3</u>	<u>3</u>	—
就労定着支援事業の利用者数	<u>48</u>	<u>71</u>	1.47 倍
就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数	<u>3</u>	<u>3</u>	—

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和11年度末における目標値を以下のとおり設定します。

【国の基本指針】

- 令和11年度末までに児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する。
 - ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ・地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能
- インクルージョン推進のため、令和11年度末までに保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
- 令和11年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保する。
- 令和11年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項 目	令和１１年度末	備考
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	３か所	
インクルージョン推進のための関係機関等による協議の場	設置済	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	３か所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	３か所	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場	設置済	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	１人	※１

※１ 令和８年度末時点においては、基幹相談支援センター（西深井地域生活支援センターすみれ）に配置

（６）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化等するため、令和１１年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保するため、以下のとおり目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 基幹相談支援センターの設置有無
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み
- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込み
- 市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和１１年度末までに、望まないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

○基幹相談支援センター（西深井地域生活支援センターすみれ）

項 目	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	備考
基幹相談支援センターの設置	１か所	１か所	１か所	設置済
地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	14	14	14	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2	2	2	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3	3	3	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1	
相談支援体制の充実・強化等を図り望まないセルフプランの件数をゼロとする。	0	0	0	

○地域づくりに向けた協議会の体制確保

	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
協議会の実施回数	2	2	2
専門部会の設置数	5	5	5
専門部会の実施回数	25	25	25
障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とする数	1	1	1

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和１１年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するため、以下のとおり目標設定します。

【国の基本指針】

- 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数の見込み
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の活用、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	2	2	2
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の活用、事業所等と共有する体制の有無と実施回数	1	1	1
	有	有	有

（８）発達障害者等に対する支援

保護者等がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築するため、以下のとおり目標設定します。

【国の基本指針】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

項 目		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
ペアレントトレーニング等の受講者数及び実施者数	受講者数	20 名	20 名	20 名
	実施者数	1 か所	1 か所	1 か所
ペアレントメンターの人数		市内の発達障害者等のニーズを把握し、実施について検討していきます。		
ピアサポートの活動への参加人数				

2 第8期障害福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策

第8期障害福祉計画（令和9年度～令和11年度）における各サービス等の利用時間、利用者数等の見込量を算出しました。算出にあたっては、第7期障害福祉計画の実績及び見込値を分析し、実績値の推移を検証しています。

さらに、「令和11年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」について、県が人口に応じ算出した53人を勘案の上、各サービス等の必要な見込量及び確保の方策を定めています。

また、各サービスの利用対象者については、**身**（身体障害者）、**視**（身体障害者のうち、視覚障害者）、**聴**（身体障害者のうち、聴覚障害者）、**知**（知的障害者）、**精**（精神障害者）、**発**（発達障害者）、**高次**（高次脳機能障害）、**難**（難病）、**失**（失語症）、**児**（障害児）のマークで表記しています。なお、**精**の表示には高次脳機能障害を含みます。

また、サービス利用者数の見込量のうち（ ）内の数値は、強度行動障害や高次脳機能障害のある人や医療的ケアを必要とする方等の重度障害者（以下「重度障害者」といいます。）の人数を示したものになります。

（1） 自立支援給付事業

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護 **身 知 精 発 難 児**、同行援護 **視**、行動援護 **知 精 発**）

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	利用時間【時間/月】	2,620	2,650	2,670
	利用者数【人/月】	162	166	168
重度訪問介護	利用時間【時間/月】	1,270	1,513	1,650
	利用者数【人/月】	5	6	6
同行援護	利用時間【時間/月】	630	660	630
	利用者数【人/月】	26	27	26
	市内事業所数	6	6	6
行動援護	利用時間【時間/月】	43	43	43
	利用者数【人/月】	3	3	3
	市内事業所数	1	1	1

【見込量確保の方策】

○事業者のヘルパー不足が懸念されており、支給量を確保するためには人材確保が必要です。

福祉の仕事内容などを知る目的として、事業所説明会などの機会を設け、新規人材の獲得を図ることの模索や、サービス提供事業者等と連携し、離職防止に向けた施策を目指します。

○利用者にとって必要なサービスを提供するために、サービス支給量が目的に沿っているか、サービス利用が適切にできているかといった状況把握のため、相談支援専門員やサービス提供事業者と連携し、適切なサービス提供に努めます。

○同行援護及び行動援護について、研修等の周知を図るなど、介護保険事業者を含め、市内事業者のサービス提供体制の整備について働きかけを行います。

イ 日中活動系サービス 身 知 精 難 発 児

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	利用日数【日/月】	5,195	5,355	5,515
	利用者数【人/月】	306 (8)	322 (10)	338 (12)
	市内事業所数	8	9	11
自立訓練 (機能訓練)	利用日数【日/月】	13	13	13
	利用者数【人/月】	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数【日/月】	257	272	287
	利用者数【人/月】	17	18	19
	市内事業所数	2	2	2
就労選択支援	利用者数【人/月】	12	15	18
就労移行支援	利用日数【日/月】	617	587	542
	利用者数【人/月】	40	38	35
	市内事業所数	5	5	5
就労定着支援	利用者数【人/月】	60	66	71
	市内事業所数	3	3	3
就労継続支援A型	利用日数【日/月】	2,826	2,992	3,158
	利用者数【人/月】	167	178	189
	市内事業所数	8	9	9

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
就労継続支援Ｂ型	利用日数 【日/月】	5,671	6,123	6,575
	利用者数 【人/月】	370	399	428
	市内事業所数	20	21	22
療養介護	利用日数 【日/月】	303	303	303
	利用者数 【人/月】	9	9	9
	関連施設数	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用日数 【日/月】	750	815	880
	利用者数 【人/月】	125 (6)	132 (7)	139 (8)
	市内事業所数	9	10	10
短期入所（医療型）	利用日数 【日/月】	81	91	101
	利用者数 【人/月】	10 (3)	11 (3)	12 (3)

【見込量確保の方策】

○日中活動系サービスは、地域生活を送る上で重要な要素のひとつです。流山市地域自立支援協議会等を通じ、ニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策を検討します。また、利用者に対し、必要かつ十分な支援が提供できるよう、支援の質の向上等に向けた研修等を行います。

○生活介護については、常時介護を必要とする障害者の居場所としての役割や創作活動や機能訓練なども含めた総合的なサポートを行うことで、利用者の自立促進と社会参加にも寄与するなど、重要な役割を担っていますが、生活介護利用へのニーズに対応するための事業所が不足しています。また、強度行動障害がある障害者や医療的ケアが必要な障害者、重症心身障害者などといった重度障害者に対応できる事業所も不足しています。一人ひとりの利用者が地域の中で生き生きと暮らしていくために、市内事業者に事業展開について働きかけるとともに、新規開設にあたっては、重度障害者の受け入れについても協議し、市内におけるサービス提供体制の整備を図ります。

○短期入所については、強度行動障害がある障害児者や医療的ケアが必要な障害児者、重症心身障害児者などといった重度障害者に対応できる事業所が不足しています。市内事業者に事業展開について働きかけるとともに、新規開設にあたっては重度障害者の受け入れについて協議し、市内におけるサービス提供体制の整備を図ります。

○就労移行支援や就労継続支援、就労選択支援の一般就労への移行者数や就労定着率について、流山市地域自立支援協議会就労支援部会における意見聴取や障害者就業・生活支援センター、流山市障害者就労支援センター及び企業等との連携により向上を目指します。

○就労選択支援については、市内事業者の状況把握に努め、必要に応じて事業展開について働きかけるなど、適切なサービス提供が行えるよう関係機関との連携を図り体制整備に努めます。

○就労継続支援A型については、就労支援におけるサービス提供内容の適正化や支援の質の向上等に向けた取組を進めます。

○就労継続支援B型については、特別支援学校等の卒業後の進路として希望する障害者も多く、重度障害者などが希望する進路が選択できるよう受入れ体制を含め、市内事業者に働きかけるとともに、新規開設にあたっては重度障害者の受け入れについて協議し、市内におけるサービス提供体制の向上等に向けた取組を進めます。また、障害者優先調達推進法について庁内の周知を継続し、工賃向上を目指します。

ウ 居住系サービス 身 知 精 発 難

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	48	46	44
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	416 (6)	442 (7)	468 (8)
	市内事業所数 (日中サービス支援型)	4	5	5
	市内事業所数 (上記以外)	23	24	25
宿泊型自立訓練	利用者数 【人/月】	2	2	2
自立生活援助	利用者数 【人/月】	3	3	3

【見込量確保の方策】

○福祉施設入所者に対し、自立生活援助や地域定着支援、自立訓練等の福祉サービスを活用することで、入所等から地域生活への移行を推進します。

○市内の障害者数が増加しており、それに伴ってグループホームを希望している障害者が増加しています。特に重度障害者に対応したグループホームが不足していることが課題となっています。市内グループホームの支援体制の実態を把握するとともに、新規開設にあたっては重度障害者の受入れが可能であり、短期入所施設が併設される「日中サービス支援型」の提供について協議するなど、市内におけるサービス提供体制の整備を図ります。

○視覚障害、聴覚障害や身体障害など、障害特性に応じたグループホームのニーズについて実態把握に努め、整備について検討していきます。

エ 相談支援 身 知 精 難 発 児

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者数【人/月】	311	323	336
	市内事業所数	18	19	20
地域移行支援	利用者数【人/月】	5	6	7
	市内事業所数	4	4	4
地域定着支援	利用者数【人/月】	1	1	1
	市内事業所数	2	2	2

【見込量確保の方策】

- 障害福祉サービス受給者の増加が続いており、計画相談支援を希望する障害者も増加しています。適切なサービス利用を行うためにも、基幹相談支援センターと連携し、地域の相談支援事業者の人材確保策などを模索し、地域における相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 多様な相談に対応できるよう、流山市地域自立支援協議会相談支援部会や計画事業所連絡会を中心に研修等を行うことで相談支援専門員の質の向上を図ります。

(2) 地域生活支援事業

必須事業

ア 相談支援事業 身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託相談支援	利用者数【人/年】	4,300	4,350	4,400
	事業所数【箇所】	4	4	4

【見込量確保の方策】

- 障害者等の相談内容は多様化・複雑化しており、他分野を含めた重層的な相談支援体制や制度横断的な支援が求められています。障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うため、地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを中心に相談支援事業委託事業所と連携し相談支援体制の強化を図ります。

○障害者数の増加を踏まえ、適切なサービス利用を行うためにも、基幹相談支援センターと連携し、委託相談支援の人材確保策などを模索し、地域における相談支援体制の充実・強化に努めます。

○障害者の権利擁護、虐待防止対策の推進を図る観点から、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業者、相談支援事業所等と協力し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持って障害者等及び養護者の支援にあたりるとともに、虐待の早期発見を目指します。

イ 成年後見制度利用促進事業 知 精 発 高次

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度市長申立て	申立件数 【件/年】	3	3	3
成年後見人等報酬助成	助成件数 【件/年】	12	13	14

【見込量確保の方策】

○成年後見の申し立てを行う親族がいない障害者に対して市長申し立てを行います。

○成年後見人等への報酬を支払うことが困難な障害者に対して報酬費用の助成を行い、障害者の権利擁護が図られるよう経済的な支援を行います。

○成年後見制度の利用について、流山市成年後見推進センターと連携し、普及啓発活動を行うとともに、一次相談窓口である障害者相談支援委託事業所と二次相談窓口である成年後見推進センターとの連携強化をはかり、権利擁護支援の必要な人が相談につながるよう支援します。

○成年後見制度利用促進については、流山市成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図り、高齢者支援課と連携して取り組みます。

ウ 意思疎通支援事業 身聴視知発高次失児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	2	2	2
	設置体制 【日/週】	週５日及び 週３日	週５日及び 週３日	週５日及び 週３日
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	11	12	12
	派遣件数 【件/年】	680	690	700
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	4	4	5
	派遣件数 【件/年】	140	145	150
失語症者向け支援者派遣	登録者数 【人/年】	30	35	35
	派遣件数 【件/年】	25	30	35

【見込量確保の方策】

- 手話通訳者及び要約筆記者の登録者数については、これらの資格を取得するために要する費用の一部を助成や研修の実施などにより、引き続き増員を目指していきます。
- 失語症者向け支援事業については、支援者数は充実していることから、派遣制度の利用に向け、当事者や関係機関への周知を進めていきます。

エ 日常生活用具給付事業 身知精難発児

給付種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	6	7	8
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	24	25	26
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	24	24	24
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	17	17	17
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	4,238	4,208	4,178
居宅生活動作補助用具	給付件数 【件/年】	2	2	2
合計	給付件数 【件/年】	4,311	4,283	4,255

【見込量確保の方策】

○日常生活用具の利用希望者に対して、「市ホームページ」や「障害福祉の案内」等を活用し、わかりやすい情報提供を行うとともに、他市の動向等の情報収集に努め、技術の進歩等による日常生活用具の機能向上等を考慮し、給付対象とする日常生活用具の見直しを検討します。

オ 移動支援事業 身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援	利用者数 【人/年】	127	132	137
	利用時間 【時間/年】	8,770	9,250	9,730
	事業所数 【箇所】	52	52	52

【見込量確保の方策】

○移動支援事業は、一人での外出が困難な障害者等にとって必要不可欠な事業であり、サービス提供事業者に対して、移動時の介助に必要な知識や技能を習得したガイドヘルパーの養成のための研修等を周知し、移動支援事業者の拡充を図ります。また、利用を希望する障害者に対して、わかりやすい情報提供等を行うことで、広く周知することに努めます。

○通学の移動手段として、重症心身障害児や医療的ケア児など、著しく通学が困難な障害児が通学できるよう体制整備を目指します。

カ 地域活動支援センター機能強化事業 身 知 精 発 難 児

給付種別		単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
	地域活動支援センターⅠ型	事業所数 【箇所】	1	1	1
		利用者数 【人/年】	90	90	90
	地域活動支援センターⅡ型	事業所数 【箇所】	1	1	1
		利用者数 【人/年】	25	25	25
	地域活動支援センターⅢ型	事業所数 【箇所】	5	5	5
		利用者数 【人/年】	25	25	25
合計		事業所数 【箇所】	7	7	7
		利用者数 【人/年】	140	140	140

【見込量確保の方策】

○地域活動支援センター事業については、当該センターが障害者等の地域における交流の場、憩いの場として機能するよう、補助金の交付等を通じて各事業所と連携し、体制強化を目指します。

任意事業

キ 日中一時支援事業 身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
日中一時支援	事業所数 【箇所】	29	29	29
	利用者数 【人/年】	142	138	134

【見込量確保の方策】

○施設入所者の地域生活への移行が進められる中で、障害者等の日中活動の場は非常に重要です。年齢や障害特性に応じたサービスが提供できるよう、夕方や休日利用を含む、市内事業所のサービス提供体制の整備に努めます。

ク 訪問入浴サービス事業 身 難 児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	4	4	4
	利用者数 【人/年】	13	14	14

【見込量確保の方策】

○利用者数はほぼ横ばいとなっています。引き続き必要な支給量を確保できるよう努めます。

ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業（自動車運転免許取得 身 知 ・自動車改造費助成 身 ）

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	5	5	5

【見込量確保の方策】

○毎年度、同等数の利用があり、引き続き必要な支給量を確保していきます。

コ 点字・声の広報等提供事業 視 児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
点字・声の広報等提供 事業	点字利用者 【人/年】	3	3	3
	声の広報利用者 【人/年】	22	23	24
	広報発行回数 【回/年】	37	37	37

【見込量確保の方策】

○点訳、音訳について周知し、支援員の養成等も含めて、ボランティア団体と連携しながら、引き続き事業を継続していきます。

○市ホームページ上での音声版広報の掲載について、検討していきます。

(3) 地域生活支援促進事業

重度障害者等就労支援特別事業 身 知 精 養 難

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
重度障害者等就労支援	利用者数 【人/年】	3	3	3

【見込量確保の方策】

○就労中の重度障害者への支援等として、通勤や職場での身体介護などの支援を行うものです。

○対象者へ制度の周知を図るとともに、必要な財源の確保に努めます。

(4) 医療的ケア児等総合支援事業

医療的ケア児等在宅レスパイト事業 児

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等在宅レスパイト支援	利用者数 【人/年】	10	12	15

【見込量確保の方策】

○在宅で医療的ケアを必要とする児童とその家族を支えるものとして、訪問看護ステーション等の看護師が、家族の代わりに介護を提供し、家族の休息時間の確保や介護の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図るものです。

○対象者へ制度の周知を図るとともに、必要な財源の確保に努めます。

3 第4期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策

第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）における各サービス等の利用日数、利用者数等の見込量を算出しました。算出にあたっては、第3期障害児福祉計画の実績及び見込値を分析し、実績値の推移を検証しています。

また、サービス利用者数の見込量のうち（ ）内の数値は、医療的ケア児や重症心身障害児の人数を示したものになります。

（1）障害児通所支援等 児

ア 児童発達支援 児

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	7,561	7,068	6,529
	利用者数【人/月】	940 (12)	1,009 (13)	1,083 (14)
	市内事業所数	57	58	59
居宅訪問型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 療育が必要な障害児は増加しており、さまざまな特性に対応するため、児童発達支援センターつばさを中心に研修会等を行うことにより支援の質の向上を図ります。
- 医療的ケア児とその家族のニーズの把握に努め、医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら、必要に応じて、関係機関等への連絡・調整を行い、必要なサービス提供に努めます。
- 児童発達支援センター等と連携し、重症心身障害児及び医療的ケア児など、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が困難な障害児を把握し、関係機関と連携し、必要なサービスが提供できるよう努めます。
- 令和9年度から5歳児健診が開始されるに伴い、利用者数の増加が見込まれます。そのため、多様な障害児及びその家族を支える観点から、児童発達支援センターや相談支援事業所等関係機関と連携、協力しながら必要なサービスが提供できるよう努めます。

イ 放課後等デイサービス 児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	11,888	12,309	12,074
	利用者数 【人/月】	1,129 (18)	1,254 (19)	1,320 (21)
	市内事業所数	58	62	64

【見込量確保の方策】

- 放課後等デイサービス利用者は、子育て世帯の人口増加に伴い、継続して増加しています。今後も増加が見込まれることから、さまざまな特性に対応するため、児童通所連絡協議会や流山市地域自立支援協議会こども部会を中心に行う研修等により支援の質の向上を図ります。
- 医療的ケア児とその家族のニーズの把握に努め、児童発達支援センターや医療的ケア児コーディネーターと連携し、重症心身障害児及び医療的ケア児に対しても、適切なサービスが受けられるよう、放課後等デイサービス事業者と協議し、体制確保に努めます。
- 令和９年度から５歳児健診が開始されるに伴い、放課後等デイサービスを必要とする児童がさらに増加していくことが想定されます。しかし、国の制度などの状況から、事業所の新規開設が困難になりつつあります。このことから、療育が必要な障害児が、必要な日数や療育を受けるために通所できるよう、障害児通所受給者証の申請方法や支給決定方法等の見直しを行い、必要なサービス提供の確保に努めます。

ウ 保育所等訪問支援 児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	264	273	285
	利用者数 【人/月】	123	144	175
	市内事業所数	14	15	16

【見込量確保の方策】

- 令和９年度から始まる５歳児健診が開始されるに伴い、「気づき」の段階を含めた利用者数の増加が見込まれます。そのため、多様な障害児及びその家族を支える観点から、保育

所やサービス提供事業所等関係機関と連携、協力しながら支援を行う体制を強化していきます。

エ 障害児相談支援 児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	395	450	508
	市内事業所数	14	15	16

【見込量確保の方策】

○多様な相談への対応や障害児が適切なサービスを利用できるよう、児童通所連絡協議会や流山市地域自立支援協議会こども部会を中心に行う研修等により、相談支援専門員の質の向上を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。

○令和９年度の５歳児健診の開始に伴い、相談件数の増加が見込まれます。サービス等利用計画の作成やモニタリングなどを通じて利用者のニーズを的確に把握することや、障害児相談支援を利用していない場合も含めたニーズの把握に努め、必要に応じて、市内に新規開設する児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者に対し、障害児相談支援の事業展開について促し、適切なサービスの提供が行える体制整備に努めます。

(２) 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
重度障害児等通所事業所 特別支援事業補助	事業所数 【箇所】	1	2	2

【見込量確保の方策】

○医療的ケアが必要な障害児の通所先として、必要な支援体制が確保できるよう、サービス提供事業者と連携していきます。

(3) 障害児の子ども・子育て支援等の利用と提供体制

サービス種別	令和11年度末における 見込数
保育所等における障害児の受入れ人数	<u>806人(7人)</u>
放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受入れ人数	<u>228人(1人)</u>

【見込量確保の方策】

- 現在実施している要配慮面談による情報共有及び入所後のフォロー訪問を継続することで、安心安全な保育を提供できる環境整備を行います。
- 保育所等訪問支援事業所、保育所、教育委員会や放課後児童クラブ等の関係機関同士の連携強化を図ります。
- 医療的ケア児の受入れに必要な職員（看護師）を配置した際に給付可能な補助金など、活用可能な制度の一層の周知を行うことで、医療的ケア児の受入施設の増加に努めます。
- 放課後児童クラブについて、障害のある児童や医療的ケア児を受入れる際に、加配職員の数に応じた補助金を交付することで、障害児の受入体制の整備に努めます。

4 利用者負担の軽減策の見込量

ア 複数サービスの負担軽減 身知精発難児 市単独

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	47	47	47

【見込量確保の方策】

○多様なサービスの普及により、複数のサービスを利用する障害者等の利用負担を軽減するため、制度の周知を進めるとともに、必要な財源の確保に努めます。

イ グループホーム等入居者家賃補助 身知精発難

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
流山市グループホーム等 家賃補助	利用者数 【人/年】	269	289	309

【見込量確保の方策】

○グループホーム利用者は増加しており、補助対象者も増加傾向にあります。今後も「親亡き後」などに備えたグループホームの利用者は増加が見込まれます。今後も利用者の負担を軽減できるよう必要な財源の確保に努めます。

ウ 障害者支援施設等通所交通費助成 身知精発難 市単独

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
流山市障害者支援施設等 通所交通費助成	利用件数 【件/年】	600	620	640

【見込量確保の方策】

○施設へ通所する障害者は増加していくことが見込まれ、令和5年度に助成対象施設を拡大し、令和7年度に自家用車通所に係る距離要件を撤廃したことにより、今後も支給件数は増加することが想定されることから、必要な支給量の確保に努めます。

エ 障害者等就労支援施設利用者負担金助成 身 知 精 発 難 市単独

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
流山市障害者等就労支援施設 利用者負担金助成	利用者数 【人/年】	106	112	118

【見込量確保の方策】

○就労意欲の向上などから利用者が増えており、今後も助成対象者が増加していくと考えられます。対象者へ制度の周知を図り、引き続き利用者負担の軽減を行うとともにさらなる就労意欲の向上に繋げていきます。

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 身 知 精 市単独

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
重度障害者医療費 及び 特定疾病者医療費助成	利用件数 【件/年】	19,050	19,050	19,050

【見込量確保の方策】

○これまでの実績において、年度によって増減が見られるため、今後の傾向が予測できないことから、令和８年度見込みと同値としています。医療費の助成は障害者の健康に直結するものであることから、引き続き財源の確保に努めていきます。

カ 精神障害者入院医療費助成 精 発 市単独

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
精神障害者入院医療費助成	利用者数 【人/年】	200	200	200

【見込量確保の方策】

○精神障害者入院費対象者は、１５人前後で推移しています。本助成は、精神障害者の治療に必要なサービスであることから、引き続き支給量の確保に努めます。

キ 在宅障害者一時介護料助成 身 知 精 発 児 市単独

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
在宅障害者一時介護料助成	利用者数 【人/年】	180	190	200

【見込量確保の方策】

○障害者の家族の負担軽減等を図るために必要な助成であることから、引き続き支給量の確保に努めます。

ク 障害者住宅改造助成事業 身 市単独

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	2	2	2

【見込量確保の方策】

○過年度の実績から見込んでいますが、障害者が自宅で安心した生活を行うために必要な助成であるため、対象者への周知とともに、必要な支給量の確保に努めます。

ケ 福祉タクシー利用補助 身知精 市単独

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,300	1,300	1,300

【見込量確保の方策】

○これまでの実績において、年度によって増減が見られるため、今後の傾向が予測できないことから、令和8年度見込みと同値としています。障害者の社会参加の促進のため、引き続き財源の確保に努めていきます。

コ 重度障害者自動車燃料費助成 身知精 市単独

サービス種別	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,380	1,390	1,400

【見込量確保の方策】

○過去の実績が微増傾向にあることから、引き続き同水準の伸び率で推移していくものと見込まれます。障害者の社会参加の促進のため、引き続き財源の確保に努めていきます。

第8期流山市障害福祉計画・第4期流山市障害児福祉計画

令和9年度～令和11年度

発 行 令和9年3月
企画・編集 流山市 健康福祉部 障害者支援課

住 所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
電 話 04-7158-1111（代表）
04-7150-6081（障害者支援課直通）
F A X 04-7158-2727

流山市

Nagareyama City

